

解 説

政府関係機関とは、特別の法律により設立された全額政府出資の法人であり、法律に基づいてその予算及び決算の国会への提出が義務づけられた機関である。

平成元年度末の政府関係機関は、2銀行9公庫（日本開発銀行、日本輸出入銀行、国民金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、環境衛生金融公庫、中小企業金融公庫、中小企業信用保険公庫、北海道東北開発公庫、沖

縄振興開発金融公庫、公営企業金融公庫）の計11機関であった。行政改革の一環で、後述するように、平成11年度に日本政策投資銀行（日本開発銀行と北海道東北開発公庫は解散。）、国際協力銀行（日本輸出入銀行と海外経済協力基金とが統合。）、国民生活金融公庫（国民金融公庫と環境衛生金融公庫とが統合。）が新たに発足し、平成12年度末には2銀行6公庫の計8機関へと再編された（中小企業信用保険公庫と中小企業事業団は解散され、中小企業総合事業団となった。）。

平成元年度末 (2銀行9公庫)			平成12年度末 (2銀行6公庫)	
1	日本開発銀行		1	日本政策投資銀行
①	北海道東北開発公庫			
2	日本輸出入銀行	+ 海外経済協力基金	2	国際協力銀行
②	国民金融公庫		①	国民生活金融公庫
③	環境衛生金融公庫			
④	住宅金融公庫		②	住宅金融公庫
⑤	農林漁業金融公庫		③	農林漁業金融公庫
⑥	中小企業金融公庫		④	中小企業金融公庫
⑦	沖縄振興開発金融公庫		⑤	沖縄振興開発金融公庫
⑧	公営企業金融公庫		⑥	公営企業金融公庫
⑨	中小企業信用保険公庫	+ 中小企業事業団		中小企業総合事業団

(注) 執筆者作成。

平成元年度から平成12年度の間の政府関係機関を巡る論点は、①平成4年度以降に度々行われた経済対策等に伴う融資機能の拡充と、②行政改革に伴う再編の二点である。叙述卷（『平成財政史—平成元～12年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」）では、各機関の予算・財務を概観した後で、法改正や経済対策等に伴う各機関の融資機能の拡充

について述べ、そして、行政改革に伴う政府関係機関の再編過程について確認した。叙述卷でも度々言及した経済対策については本巻「I 総説」に収録されているので、「V 政府関係機関」では、平成元年度から平成12年度の政府関係機関の再編に関わる資料と、再編により発足した4機関の法令を収録する。

1 政府関係機関の再編

平成元年度以降の政府関係機関を含む特殊法人の再編に関しては、第二次臨時行政改革推進審議会（行革審）、第三次行革審、行政改革委員会等で議論された。途中経過に関しては叙述巻に譲り、ここでは画期となる閣議決定を紹介する。

第二次行革審では、平成2年4月の「最終答申」において整理方針のみが提示されるにとどまり、第三次行革審では「最終答申」において廃止・縮小を視野に入れた見直し基準が明確化され、見直しの期限は平成7年度までとされた。

その後、細川・羽田・村山の各連立内閣下で特殊法人改革の議論が進展し、平成7年2月24日、「特殊法人の整理合理化について」が閣議決定され、政府関係機関を含む14法人の統合、1法人の廃止、その他の法人の合理化・効率化の方針が示された（資料8-212 特殊法人の整理合理化について）。さらに平成7年3月中には、日本輸出入銀行、日本開発銀行の具体的な統合案について議論された。そして、連立与党政策調整会議での検討を受けて、同年3月31日に「日本輸出入銀行と海外協力基金の統合について」が閣議決定され、4年後に両機関を統合することが確認された（資料8-213 日本輸出入銀行と海外経済協力基金の統合について）。

平成8年1月に発足した橋本龍太郎内閣は、行財政改革を最重要課題に掲げ、そのなかで政府関係機関を含む特殊法人の改革も引き続き進められた。平成8年11月に第2次橋本内閣が発足すると、行政改革推進本部が設置され、平成9年1月より全特殊法人の調査が開始された。同年4月以降、行政改革推進本部で政府関係機関の再編の検討も進められ、同年7月11日に2銀行8公庫の政府関係機関と商工組合中央金庫の整理計画が取りまとめられ、日本開発銀行と北海道東北開発公庫の統合、国民金融公庫と環境衛生金融公庫の統合、中小企業信用保険公庫と中小企業事業団の統合の方針が出された。そして、行政改革推進本部案を受けて、同年9月24日、「特殊法人等の整理合理化について」が閣議決定された

（資料8-214 特殊法人等の整理合理化について）。

2 新たに発足した政府関係機関

平成9年9月の閣議決定に沿って、関係各省との調整など統合へ向けた準備が進められた。そして以下のように平成11年度中に政府関係機関の再編が行われた。

(1) 日本政策投資銀行

日本開発銀行と北海道東北開発公庫の統廃合に関しては、新銀行に関する法案が平成11年2月9日に閣議決定され、同日国会に提出され、同年4月27日、衆議院で可決、同年6月4日参議院で可決、成立した（「日本政策投資銀行法」（平成11年6月11日法律第73号））（資料8-215 「日本政策投資銀行法」（抄））。同法に基づいて、平成11年10月1日、日本開発銀行と北海道東北開発公庫は解散し、日本政策投資銀行が設立された。

(2) 国際協力銀行

また日本輸出入銀行と海外経済協力基金の統廃合については、平成11年2月9日に新銀行の法案が閣議決定され、同日衆議院に提出された。同年3月26日衆議院で可決、同年4月16日参議院で可決、成立し、同年4月23日に公布、施行された（「国際協力銀行法」（平成11年4月23日法律第35号））（資料8-216 「国際協力銀行法」（抄））。同法に基づいて、平成11年10月1日をもって日本輸出入銀行と海外経済協力基金は解散し、両機関の一切の権利及び義務は国際協力銀行に承継された。

(3) 国民生活金融公庫

国民金融公庫と環境衛生金融公庫の合併に関しては、平成11年2月9日、両公庫の統合を盛り込んだ法案が日本政策投資銀行法案とともに閣議決定され、同日衆議院に提出され、同年4月22日衆議院で可決、同年5月21日参議院で可決、成立し、同年5月28日に公布、平成11年10月1日から施行された（「国民金融公庫法の一部を改正する法律」（平成11年5月28日法律第56号））（資料8-217 「国民金融公庫法の一部を改正する法律」（抄））。この法律に基づいて、平成11年10月1日、国民生活金融公庫が発足した。「国民金融公庫法」はその題名が「国民生活金融公庫法」に改め

られ、「環境衛生金融公庫法」は廃止された。国民生活金融公庫は法人ではあるも、「公法上の」法人であった国民金融公庫から「公法上の」法人格が消滅すると既存の抵当権・根抵当権の移転手続きが必要となり、巨額の登記費用等が発生するため、新たな根拠法を制定せず、既存の「国民金融公庫法」の改正という形がとられた。

(4) 中小企業総合事業団信用保険部門

中小企業信用保険公庫及び中小企業事業団を解散し中小企業総合事業団を新たに設立することとなった。新法人の法案は、平成11年2月5日に閣議決定し、同日国会に提出された後、同年3月11日に衆議院で可決、同年3

月24日に参議院で可決、成立し、同年3月31日に公布された（「中小企業総合事業団法」（平成11年3月31日法律第19号））（資料8-218「中小企業総合事業団法」（抄））。同法に基づいて、同年7月1日、中小企業総合事業団が設立された。従来、中小企業信用保険公庫の予算は政府関係機関予算、中小企業事業団の予算が通商産業大臣の認可予算であった。最終的に、新法人の予算方式は、新法人の旧中小企業信用保険公庫の業務については政府関係機関予算、旧中小企業事業団の業務については従来どおり認可予算で行うという部分的政府関係機関予算方式がとられることとなった。

8-212 特殊法人の整理合理化について

平成7年2月24日閣議決定

「当面の行政改革の推進方策について」（平成6年12月25日閣議決定）に基づき、行政の減量化と新たな時代の要請に応えるため、特殊法人について総合的かつ全般的な見直しを行い、下記のとおり整理合理化を推進する。

記

- 1 事業の合理化、効率化等
 - (1) 個別法人

各特殊法人について別紙のとおり、事業の合理化、効率化等を図る。
 - (2) 事業別
 - ア 公共事業関係については、社会資本の整備水準、厳しい財政事情及び受益と負担の関係を勘案し、引き続き適正な事業執行に努めるとともに、建設費及び管理費の節減等の経営合理化を進める。
 - イ 政策金融関係については民間の補完に徹することとし、政府系金融機関の在り方について引き続き検討を進め、早急に結論を得るものとする。
 - ウ 施設関係については、民間と競合する会館、宿泊施設等の施設の新設を原則として行わないこととするとともに、既存施設についての運営の民間委託等経営の効率化を進める。
 - エ 各特殊法人の海外事務所相互間の連携・協調を密接にし、業務体制を効率化するため、海外事務所の共同化に努める。
- 2 統廃合及び民営化の推進等
 - 科学技術振興のための基盤整備を図る観点から、新技術事業団と日本科学技術情報センターとを統合する。
 - 日本たばこ産業株式会社については、塩専売制について所要の措置を講じて廃止し、塩専売事業を民営化する。そのため、今後の塩事業の在り方について早急にたばこ事業等審議会の結論を得る。また、会社の株式については、専売改革の趣旨に沿って売却を進める。
 - 私学振興のための基盤整備を図る観点から、公的社会保険制度における役割に配慮しつつ、私立学校教職員共済組合と日本私学振興財団とを統合する。

- 社会保障研究所については、これを廃止し、その機能は、厚生省の試験研究機関を抜本的に再編成して、これに引き継ぐ。
- 農産物の価格安定業務の効率的な運営を図る観点から、畜産振興事業団と蚕糸砂糖類価格安定事業団とを結合する。
- 石炭鉱害対策の効率的な実施を図り、目標である平成13年度末までの石炭鉱害復旧事業の終結に向けた体制を強化するため、石炭鉱害事業団と新エネルギー・産業技術総合開発機構とを統合する。
- アジア・太平洋地域等との通商経済上の協力体制の整備等を図る観点から、アジア経済研究所と日本貿易振興会とを統合する。
- 運輸関係施設の効率的な整備等を推進する観点から、鉄道整備基金と船舶整備公団とを統合する。
- 帝都高速度交通営団については完全民営化する。その第一段階として現在建設中の7号線及び11号線が完成した時点を目途に特殊会社化を図るものとし、そのために必要な措置として、首都圏の地下鉄ネットワークの概成の進め方、助成措置の在り方、現行以上に規制強化とならない特殊会社に対する規制の在り方等について早急に検討に着手し結論を得るとともに、その方向で東京都と調整を行うものとする。また、政府は、できる限り速やかに完全民営化が図られるよう配慮するものとし、関係地方公共団体に対しても同様の配慮を行うよう要請するものとする。
- 北海道旅客鉄道株式会社等JR7社については、経営基盤の確立を図るとともに、株式の円滑な売却、上場が可能となるよう条件整備を図ることにより、逐次株式を処分し、できる限り早期に純民間会社とする。
- 日本電信電話株式会社（NTT）については、平成2年3月に決定された「日本電信電話株式会社法附則第2条に基づき講ずる措置」に沿って、引き

続き公正有効競争の促進、NTTの経営の向上等の着実な推進に努めるとともに、これらの措置の結果を踏まえ、NTTの在り方について、平成7年度に検討を行い結論を得る。また、会社の株式については、既定の方針に沿って適切な売却を進める。

- 国際電信電話株式会社については、平成7年度にNTTの在り方について検討を行う中で、その在り方について検討を行う。また、経営の合理化について、引き続き推進する。

- 中小企業勤労者を中心とする総合的な勤労者福祉対策を検討する中で、中小企業退職金共済事業団と建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合とを統合する。

- 本州四国連絡橋公団については、本州四国連絡橋三ルートが概成した時点において、長期債務の償還について現行の国と地元地方公共団体との協調体制を堅持し、維持管理段階においても必要不可欠^[注]長大橋技術の継承・高度化を図ることを基本として、現行の組織形態を見直す。

その際、要員を大幅に削減する。

なお、平成8年度に予定されている本社の神戸市移転に向けて必要な準備を進める。

- 消防団員等公務災害補償等共済基金については、消防団員等公務災害補償等共済制度の公正かつ確実な実施を確保しつつ、早期に民間法人化するための条件整備を図り、所要の法律改正を行う。

以上については、株式の売却並びに帝都高速度交通営団、北海道旅客鉄道株式会社等JR7社及び本州四国連絡橋公団に係る事項を除き、原則として3か年以内に実施する。

3 特殊法人の管理運営の改善等

- (1) 特殊法人の管理運営システムの改善と監視

- ① 財務内容の公開

特殊法人の経理について、会計監査機能の強化を図るとともに、全法人の

財務諸表等について一覧が可能な閲覧窓口を整備するなど、積極的な情報公開を進め、透明性の確保を図る。

いわゆる子会社・関連会社が存在する法人については、子会社等の財務内容等の情報公開を進めることにより、全体像を明らかにする。

- ② 人事管理の適正化

特殊法人の定員（職員数）について、国家公務員の定員管理に準じて総定員の抑制に努める。

また、特殊法人間の人事交流等の積極的な実施に努める。

さらに、特殊法人の役員については、昭和54年12月18日の閣議了解の趣旨を踏まえつつ、その人事管理の適正化に努める。

- ③ 監視システム

上記を含め、特殊法人の管理運営の改善を積極的に推進するために、所管省庁の指導・監督に加え、行政監察等の監査機能を十分活用する。また、行政改革委員会の監視機能及び会計検査院の検査機能が特殊法人の改革全般についても発揮されるよう期待する。

- (2) 雇用問題への対処

- ① 対策本部の創設

特殊法人の整理合理化に伴って生じる職員雇用問題に責任をもって対処するため、内閣に「特殊法人の職員の雇用問題に関する対策本部」を設置する。

- ② 雇用の確保と安定

特殊法人の統廃合に伴って生じる雇用問題については、当該法人における労使協議及び特殊法人にまたがる労使の団体間での個々の法人の労使の独立性・自主性を尊重した協議を進めるよう求める。

また、他の特殊法人（特に同一の所管官庁の法人）及び政府・政府関係機関などにおける受入措置を講ずるとともに、労働条件の悪化及び年金の支給の低下を来さないよう留意する。さらに、必要に応じ地方公共団体や民間企業への就職斡旋も含め、横断的な雇用保障に努める。

(3) 補助金等の抑制

特殊法人の統廃合、事業の合理化等を踏まえつつ、特殊法人に対する補助金等について一層の抑制に努める。

(別紙)

- ・ 北方領土問題対策協会については、北方領土が返還された時点で廃止することとし、当面、啓発事業について、民間団体との連携強化、事業の評価分析等による効果的な企画・実施に努めるとともに、融資事業について、貸付資金の統合化、事務処理のコンピュータ化の推進等による効率化を図る。
- ・ 北海道東北開発公庫については、地域の実情に即して、地場産業の育成創出、地方都市機能の整備等出融資対象分野を重点化するとともに、地域の金融機関と連携する代理貸付制度の導入、事務手続の簡素化等業務の効率化を図る。
- ・ 海外経済協力基金については、援助事業を一層迅速かつ効率的に実施するため、事案処理に関する基金の自主的な裁量範囲をさらに拡大するとともに、電算化、審査マニュアルの充実等による円借款供与手続の簡素化・迅速化を進める。また、国際協力事業団や国際機関等との連携強化、海外駐在員事務所の裁量範囲の拡大・ローカルスタッフの活用等による事務所の機能の合理化、外部専門家の活用等を進める。

これらの措置を講じることにより、業務の一層の合理化・効率化を図るとともに、今後増大が見込まれる投融資業務について組織・人員の増の抑制に努める。

- ・ 国民生活センターについては、製造物責任法の施行に伴う総合的な消費者被害防止・救済策の推進のための機能、規制緩和の下での消費者の自立を支援するための機能に重点を移すとともに、地方公共団体等のネットワークの中核としての機能に純化する。

このため、製造物責任法の施行に関連した苦情処理、紛争処理等の支援体制の整備、自立した消費者を育成するための消費者教育・研修の充実、パソコンの通信の導入等による調査・情報提供体制の整備等を図る一方で、商品比較テストの縮減、情報処理業務の外注化、普及啓発業務の整理等によ

り、業務の合理化・効率化を図る。

また、組織の再編については、平成7年度中に組織の抜本的な見直しを行い、部の統廃合を進める。

- ・ 新技術事業団については、委託開発等の事業の重点化を図り、また、地域における事業体制を見直し、事業の効果的、効率的な実施に努めるとともに、研究成果の実用化に向けた努力を引き続き進める。
 - ・ 動力炉・核燃料開発事業団については、研究開発の進展に応じ、ウラン関連事業等の見直しを行い、核燃料リサイクル関連事業、廃棄物対策事業への重点化に努める。
 - ・ 宇宙開発事業団については、射場整備作業等専門性を必要としない定型業務を中心とした外部委託の推進、プロジェクト・コストの低減に努めるとともに、航空宇宙技術研究所、宇宙科学研究所等の研究機関及びNTT等の衛星利用機関との連携を強化し、引き続き業務の効率化に努める。
- また、技術審査体制の充実、技術能力の向上等宇宙開発委員会技術試験衛星VI型特別調査委員会において指摘された事項の具体化に努める。
- ・ 日本原子力研究所については、研究開発の進展に応じた運転中の研究施設の見直し、原子力船「むつ」の解役に伴う原子力船研究開発業務の計画的縮減とともに、放射性同位元素製造頒布事業の合理化により、研究開発事業の効率的実施に努める。
 - ・ 日本科学技術情報センターについては、提供業務の効率化、データベース整備事業の効率化によるコスト低減、地域体制の見直し等により、利便性の向上に努める。
 - ・ 理化学研究所については、外部専門家を含む委員会の活用等により、研究分野の重点化及び研究の適切な評価の実施に努めるとともに、外部の研究動向の把握を進め、他の研究機関との共同研究、人事交流等を通じて連携の強化を図ること等により、引き続き、研究開発事業の効率的実施に努める。
 - ・ 環境事業団については、建設譲渡事業について、地方公共団体等との役割分担の実態を勘案しつつ、環境行政上緊急性が高く、かつ、大規模なもの、先行的に対処すべき

ものに重点化を図る。

融資事業についても、重要度が高く、かつ、大規模なものに重点化するとともに、民間能力の一層の活用等による業務の効率化を図る。

また、業務内容の一層の公開等を進める。

- ・ 公害健康被害補償予防協会については、公害健康被害補償予防制度に係る業務について、事務の合理化、OA化等により納付金の申請手続等業務の簡素化、効率化等を進める。
 - ・ 沖縄振興開発金融公庫については、政策金融機関の業務を一元的に行う総合公庫としての特性を活かし、地域の実情に即した融資内容に配慮しつつ、受託業務等の電算化の一層の推進、代理業務の範囲の拡大など事務の効率化を図る。
 - ・ 水資源開発公団については、今後の事業計画、工事の進捗状況等を総合的に勘案しつつ、定型業務の民間委託の推進、個別ダム管理所の総合管理事務所化を推進するなど業務の効率化、合理化を図る。
- また、輸入資材の活用、新工法の導入等により建設コストの削減を図る。
- ・ 地域振興整備公団については、産炭地域振興業務について、一定の水準に達した地域の指定解除を進めることとし、平成8年度末をもって8圏域を見直す。また、その他の業務の新規地点の採択に当たっては、事業の必要性、緊急性が高いものに限定する。さらに、地域の実情、事業の進展等を勘案し、支部、地方事業所等の整理統合を図る。
 - ・ 奄美群島振興開発基金については、奄美群島振興開発特別措置法を踏まえ、地域振興のための債務保証・出融資に配慮しつつ、地域関係機関との連携を強化し、業務の効率化を図る。
 - ・ 国際協力事業団については、事業団全体を通じた組織及び要員配置の見直しを進め、平成7年度には、北海道国際センター（仮称）の設置に合わせ北海道支部を廃止するとともに、引き続き他法人からの人員の受入れと活用を図る。移住者・日系人関連事業については、関係団体の体制強化を図りつつ、可能な限り民間委託し、必要最小限

の体制とする。在外事務所についても、国際交流基金海外事務所との共同化を図ることとし、可能なものから逐次実施する。

また、事業の効果的、効率的実施を図るため、関係機関との連携強化、評価体制の整備の推進する^{〔註〕}とともに、一般競争入札制度の拡大、落札者名及び落札金額の公開等援助実施の透明性の向上に努める。

- ・ 国際交流基金については、民間資金の積極的な導入、地方公共団体・民間団体等との連携強化等を図るとともに、業務の外部委託等を通じ、効果的、効率的な事業実施を推進する。
- また海外における業務体制の効率化のため、海外事務所について、国際協力事業団在外事務所との共同化を図ることとし、可能なものから逐次実施する。
- ・ 国民金融公庫については、ニーズの変化、制度の利用状況等を踏まえ、特別貸付の整理合理化を図るとともに、引き続き毎年度、貸出利率、委託手数料等を含め見直しを行い、財政支出の抑制等を図る。
 - ・ 日本開発銀行については、民間金融機関の補完という位置づけを徹底する観点から、融資対象の限定・重点化及び融資比率の引下げ等に努めるとともに、引き続き毎年度、個々の融資制度ごとに見直しを行い、融資規模の適正化等を図る。
 - ・ 日本輸出入銀行については、民間金融機関の補完という位置づけを徹底する観点から、保証機能の積極的活用、融資の重点化を図るとともに、引き続き毎年度、貸出利率・協調融資比率等について見直しを行う。
 - ・ 日本育英会については、育英奨学事業について、大学院奨学金への重点化等を図るとともに、今後の各都道府県における高等学校奨学金事務の動向等を踏まえ、高等学校に対する育英奨学事業の在り方を検討する。
- また、申請手続の簡素化、奨学金振込時期の見直し等、事務手続の改善を図るとともに、口座振替制度の改善等を通じて返還金回収率の向上に努める。
- ・ 私立学校教職員共済組合については、電算システムの効率化による年金裁定時間の短縮等事業の効率化を図るとともに、文書

接受業務、自動車運転業務等の合理化により経費の節減に努める。

なお、公的年金制度の一元化の検討結果を踏まえて、その在り方を検討する。

- ・ 国立教育会館については、施設提供事業を民間に委託するとともに、組織全体の再編整備により、定員の縮小に努める。
 - ・ 日本芸術文化振興会については、事業の達成度等に照らし伝統芸能後継者養成事業の見直しを行うとともに、施設の利活用の促進、公演諸経費の縮減、各種料金体系の見直しなど事業の採算性を高めるための方策を講ずる。
 - ・ 日本学術振興会については、研究者養成事業の事務手続の簡素化、外国人研究者招へい事業の実施方法の見直し等個別の事業の実施方法の弾力化・効率化等の改善に努める。
 - ・ 日本私学振興財団については、私立大学等経常費補助金の配分の効率化、貸付け対象の一層の重点化を進めるとともに、受配者指定寄付金の受入手続の合理化等を図る。
 - ・ 放送大学学園については、出願手続等の簡素化、非常勤職員・客員教員の一層の活用などにより事業の効率化を進め、経費の節減を図るとともに、学生数の増を図り、自己収入の確保に努める。
 - ・ 日本体育・学校健康センターについては、学校給食用の承認物資を平成10年度末を目途として段階的に縮小廃止するほか、体育施設の運営に関し、大倉山ジャンプ競技場の地方移管等、経営の効率化を進める。
 - ・ 社会福祉・医療事業団については、福祉と医療の密接な関連性にかんがみ、福祉貸付と医療貸付に区分されている勘定を統合し、資金の効率的な運用、利用者の利便の向上等を図る。
- 貸付業務について、福祉貸付における民間委託の導入、総合的な電算システムの構築等により、事務の一層の効率化を図る。
- ・ 年金福祉事業団については、還元融資事業等について、業務委託手数料の引下げ、事務の効率化等を図るとともに、住宅融資を行う転貸法人の運用益について、被保険者への新たな還元策を実施する。

大規模年金保養基地については、地元の

意向を踏まえつつ、県に運営委託している施設の県への譲渡等地域利用を図る。

- ・ 環境衛生金融公庫については、ニーズの変化、制度の利用状況等を踏まえつつ、特別貸付の整理合理化に努める等により、財政支出の抑制等を図るとともに、各種データのコンピュータ処理の推進等により、貸付事務等の一層の効率化等を図る。
- ・ 社会保険診療報酬支払基金については、レセプト電算処理システムの構築及びレセプトの各保険者ごとの振分・集計業務の抜本的な機械化により、審査・支払業務及び振分・集計業務の合理化・効率化を図るとともに、職員数の抑制に努める。
- ・ 心身障害者福祉協会については、診療所の保険医療機関としての指定、業務の民間委託の推進等により、国庫補助金の縮減、業務の効率化等を図る。
- ・ 森林開発公団については、水源林造成事業について、水源かん養機能の強化と環境面への配慮の観点から、森林の整備手法の多様化と、広葉樹を活かした長伐期施業を行う事業への重点化を行う。また、大規模林業圏開発林道事業について、着工路線の早期完了に努めるとともに、環境面への配慮として環境アセスメントの導入と環境保全工法への転換を図る。さらに、分収造林契約の管理におけるOA化の推進等による業務の効率化に努める。
- ・ 農用地整備公団については、平成10年度を目途に、広域農業開発事業及び畜産基地建設事業を廃止する。また、OA化の推進による工事の設計・積算システムの合理化、定型的業務や現場技術業務の一部民間委託を推進するとともに、低コストの資材や工法の活用等による事業費の縮減等業務の効率化に努める。
- ・ 畜産振興事業団については、情報収集提供業務の一部民間委託、経理事務、交付金の交付事務等におけるOA化の推進等により業務の効率化に努める。
- ・ 蚕糸砂糖類価格安定事業団については、OA化の推進による経理事務、生糸の輸入業務に係る確認事務及び国内産糖の売買業務に係る検査事務の効率化、迅速化を図る。
- ・ 農林漁業金融公庫については、経営感覚

に優れた効率的、安定的な経営体の育成等新政策の展開に即して、資金種類の統合、融資対象の重点化を図る。また、業務委託金融機関の拡充及び同機関とのオンライン化の推進等により借入者サービスの改善を図るとともに、OA化の推進、融資部門への重点配置等要員配置の合理化に努める。

- ・ 日本中央競馬会については、地方競馬との交流競走の拡大を図るとともに、通信衛星による競馬映像情報の提供、地方競馬場における中央競馬の馬券発売等を進めることにより、ファンサービスの改善と地方競馬への支援に努める。また、馬券販売・払戻の自動化等により勝馬投票業務の効率化に努める。
- ・ 農林漁業団体職員共済組合については、公的年金制度の一元化の検討の中で、業務・組織の見直しを行う。また、加入者・受給者サービスの向上、届出書類の削減等業務の簡素化を図るため^(注)、平成8年度から基礎年金番号制を導入するとともに、OA化の推進、電算処理システムの効率化、業務の外部委託の徹底等により、業務の効率化に努める。
- ・ 地方競馬全国協会については、中央競馬会との交流競走の拡大及び中央競馬場における地方競馬の馬券販売、地方競馬主催者間の馬券の相互発売の推進等を実施することにより、ファンサービスの改善と経営の健全化に努める。また、馬主の登録事務等について中央競馬会との情報交換を推進し、業務の円滑化を図るとともに、OA化の推進による馬主の登録事務、調教師、騎手の免許事務等の効率化に努める。
- ・ 農業者年金基金については、年金財政の長期安定及び構造政策の一層の推進を図る観点から、平成7年度を目的に、加入要件、給付要件等を見直し、政策年金として担い手農家への農地の利用集積を促進する機能を強化する。また、年金の被保険者資格管理についてコンピュータによる照合処理システムの導入、新規加入の促進に資する方向での委託業務の効率的実施等業務の効率化に努める。
- ・ 石油公団については、探鉱投資採択時における審査基準及び審査体制の明確化、

債務保証採択基準における債務保証料率の見直し及び客観的な経済性評価導入を行う等、石油自主開発に係る支援制度の運用を改善する。

また、国家石油備蓄基地利用料の算定方式の見直し、国家石油備蓄計画の進捗状況に合わせた国家石油備蓄会社の組織・人員の効率化を進める。

- ・ 金属鉱業事業団については、国内鉱業の動向に応じつつ、国内探鉱支援部門から、必要性、重要度が高まっている海外探鉱支援部門への組織、定員配置の重点化を図る。また、平成7年度において、探鉱支援部門の秋田支所を廃止して資源技術研究所（仮称）を設置し、鉱害防止事業の低コスト化等の技術開発を推進するとともに、鉱害防止事業の進捗に合わせ事業所の統廃合を進めること等により、組織の一層の合理化に努めることとし、この観点から、盛岡事業所を廃止する。
- ・ 石炭鉱害事業団については、鉱害対策の終結に向けて業務の効率化と重点化を推進することとし、平成7年度においては常磐支所を廃止する。
- ・ 中小企業事業団については、第2種共済制度の廃止、小規模企業共済契約者等に対する貸付対象の多様化等小規模企業共済制度の改善を図るとともに、高度化事業における経営コンサルタント等外部専門家の積極的活用、融資先の成果等情報のデータベース化による情報の効果的活用等により事業の合理的、効率的推進に努める。
- ・ 中小企業金融公庫については、中小企業のニーズの変化、制度の利用状況を踏まえ、特別貸付の整理・合理化に努める一方、統合オンラインシステムの導入、委託手数料の見直し等による業務の効率化を図り、審査・延滞債権管理の体制の強化及び効率的な資金運用を引き続き進めるとともに、融資対象中小企業の情報システムの整備による情報提供の推進を含め、企業ニーズに応じた業務の効率的かつ効果的な推進に努める。
- ・ 中小企業信用保険公庫については、信用保証協会とのオンライン化を進め、業務の効率化を引き続き図るとともに、付保から

回収までの各データの即時更新等を可能とする電算処理システムの整備、これに伴う保険業務の事務処理体制の見直し等により効率的な保険運用に努める。

- ・ 商工組合中央金庫については、機械化・システム化の推進及び人員配置の適正化等により業務の効率化や人員・経費の削減等に引き続き努めるほか、リスク管理能力の強化並びに債券発行の多様化等による資金運用・調達の効率化を進めるとともに、情報管理システムの整備等により中小企業組合等を対象とする業務の効率的推進に努める。

- ・ 電源開発株式会社については、保守・管理部門の業務見直しによる人員効率化を進めるとともに、設備設計・工法等の工夫による工事費低減を強化する。また、資材調達面でも優良海外メーカーの競争への参加の拡大、公募型指名競争方式の導入等により調達価格の一層の低減を図る。

さらに、石炭火力の高効率化及び排煙の超クリーン化、ゴミ発電の普及に向けた技術支援、プルトニウム利用に資する新型原子力発電開発、環境関連の海外技術協力プロジェクトの推進等、環境保全等の時代の要請に応えた取組を強化する。

- ・ 日本自転車振興会については、事務の執行に関して通商産業大臣の承認を要する範囲の縮小、情報化の推進、一部の広報業務等の民間委託化等による事務の効率化を図る。

また、競輪事業経営を活性化するため、番組編成等の見直し、施設・環境の改善を推進する。

- ・ 日本貿易振興会については、各種の事業の成果の把握の充実、評価方法の整備を図るとともに、国・地域別の事業計画を策定して、事業の重点化と効果的实施を進めていく。また、諸外国の政府機関、貿易振興機関等との連携強化に努める。

- ・ アジア経済研究所については、移転計画を進めており、これと併せて情報収集・提供、人材育成等の機能の充実を図る。

また、民間からの委託研究の積極的受入れ等により自己収入の一層の拡大に努めつつ、機動的調査セクションの設置等国際情

勢の変化に迅速に対応できる研究体制を整備するとともに、研究内容に関する外部評価システムの充実、研究成果普及の強化を図る。

- ・ 日本小型自動車振興会については、事務の執行に関して通商産業大臣の承認を要する範囲の縮小、情報化の推進、競走車登録業務等の合理化、決裁手続の簡素化、一部の広報業務等の民間委託化等による事務の効率化を図る。

また、オートレース事業経営を活性化するため、選手制度の改善、番組編成等の見直しを推進する。

- ・ 新エネルギー・産業技術総合開発機構については、多種多様な業務を合理的、効率的に行う観点から、企業に対する委託事務手続等の簡素化・簡略化を図るとともに、必要性、重要度が高まっている新エネルギー関連部門等への組織、定員配置の重点化を図る。

また、アルコール製造部門については、現在独占的に製造している発酵アルコール分野について、競争原理の導入に資する国から民間への製造委託を開始することにより、一層の効率化を図る。

- ・ 船舶整備公団については、共有建造の条件等の見直し等により、事業の効率化を進める。
- ・ 日本鉄道建設公団については、トンネル工事、架線工事等における低コスト工法の技術開発により鉄道建設等の計画・調査から設計・施工に至るまでのトータルコストの圧縮に努めるとともに、要員縮減に努め、事業運営の効率化を進める。

- ・ 新東京国際空港公団については、平成8年度に公団の本社機能を空港内に移転し、事務の効率化を図るとともに、事業の進捗に応じて建設部門を始め組織・定員の見直しを行い、事業運営の効率化を進める。

- ・ 日本国有鉄道清算事業団については、長期債務等の処理、資産処分等の主たる業務が終了した時点で、職員の雇用の安定・確保を図った上で、整理することとし、当面、定員削減の実施を含めた要員の効率的な活用等を通じ、土地、JR株式等の資産の早期・適切かつ効率的な処分等を進める。

- ・ 帝都高速度交通営団については、当面、各種業務の機械化、外注化等により要員縮減、業務の効率化に努めるとともに、関連事業の推進等による増収に努めることにより経営の一層の効率化及び経営基盤の強化を図る。
- ・ 関西国際空港株式会社については、平成6年9月の開港による主要事業の空港建設から管理への移行に伴う組織改正・要員縮減に引き続き、事業の進捗に応じ組織・定員の見直しを行う。
- ・ 北海道旅客鉄道株式会社等6旅客会社については、当面、要員の縮減、関連事業の推進等により、日本貨物鉄道株式会社については、輸送体系の再構築、営業活動の強化、保有資産の利活用等により、それぞれ経営の合理化、効率化を進める。
- ・ 鉄道整備基金については、助成資金の適切な配分により、業務の総合的、効率的な実施を進めるとともに、旧国鉄、旧新幹線鉄道保有機構から引き継いだ用地等の登記関係業務について、早期処理を図る。
- ・ 国際観光振興会については、事業の重点化を図るとともに、部の削減等の本部組織の機構改革、海外事務所の配置の見直し、国庫補助金の抑制及び補助対象定員の縮減等に努め、業務運営の合理化、効率化を進める。
- ・ 財日本船舶振興会については、「組織・業務改善計画」(平成6年9月22日運輸大臣承認)に定められた組織体制及び業務運営全般にわたる抜本的改善措置を着実に実施するとともに、交付金の配分の透明性・公平性の確保に努める。
- ・ 簡易保険福祉事業団については、保養センター・会館の新設は、原則として行わない。また、既存の加入者福祉施設について、今後5年間に施設の統廃合を含めその配置を見直すとともに、各種業務の民間委託の徹底を図る等、経営の一層の効率化を行うことにより定員の縮減を図り、施設の運営に係る交付金を縮減する。
- ・ 日本放送協会については、引き続き要員の効率化、営業経費の抑制を図る。これにより、受信料については、平成7年度、平成8年度は現行を維持し、平成9年度についてもできるだけ財政の安定化に努める。また、効率的な業務体制の確立に向けて地方組織の見直しを検討する。
- ・ 労働福祉事業団については、労災病院について、その果たすべき役割、機能を見直し、再配置等について検討する。また、労災保険会館等の各種施設について民間委託等の合理化を推進するほか、業務の範囲の見直し、事業の選別重点化を図る。これらにより、計画的に職員数を抑制する。
- ・ 中小企業退職金共済事業団及び建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合については、退職金共済への加入促進、加入者の福祉事業の充実を図る観点から、他の勤労者福祉対策との関係に留意しつつ、融資事業の在り方を見直しを行うほか、資産運用の改善、効率化を図る。
- ・ 雇用促進事業団については、移転就職者用宿舎について、厳に新設を抑制するとともに、長期入居者対策の強化、老朽化宿舎の廃止等を推進する。また、勤労者福祉施設について、一層の民営化を図るとともに、施設の有効利用が見込み難いものは廃止する。職業能力開発促進センターについて、全国的なバランスを考慮して再配置を検討する。このほか、組織体制、事務・事業の合理化、効率化を図り、職員数の削減を計画的に推進する。
- ・ 日本労働研究機構については、労働教育事業の廃止について検討する。また、国際交流事業等について、労働省で行う同種の事業との関係を整理した上で見直しを検討するとともに、自己収入の一層の拡大に努める。さらに、研究部門について、外部研究者との交流、研究テーマに関する労働省との緊密な連携等を推進すること等により、その活性化を図る。
- ・ 日本道路公団については、現在審議を進めている道路審議会の答申を踏まえ、料金水準、公的助成の在り方、公団の経営力強化のための方策などについて所要の検討を行う。サービスエリア等における占用料の見直し、関連事業の検討等増収対策を推進するとともに、より徹底したコスト意識のもと建設費、管理費等の経費の一層の節減を図る。

また、サービスエリア等を活用し、地域との連携強化を図るとともに、利用者サービス向上の観点から料金徴収システムの改善等を図る。

関連法人の業務について、広範を見直しを行い、一層の競争性の確保や利用者サービスの向上を図る。また、公団の発注する維持管理業務等について、一層の競争性の確保を図る。

・ 首都高速道路公団については、現在審議を進めている道路審議会の答申を踏まえ、料金水準、公的助成の在り方について所要の検討を行う。関連事業の検討等増収対策を推進するとともに、より徹底したコスト意識のもと建設費、管理費等の経費の一層の節減を図る。

事業の実施に当たっては、関係地方公共団体との一層の連携強化を図るとともに、地元地方公共団体及び民間からの意見を幅広く吸収する観点から、管理委員会の積極的活用を図る。

また、利用者サービス向上の観点から料金徴収システムの改善、道路交通情報提供の充実等を図る。

・ 阪神高速道路公団については、現在審議を進めている道路審議会の答申を踏まえ、料金水準、公的助成の在り方について所要の検討を行う。関連事業の検討等増収対策を推進するとともに、より徹底したコスト意識のもと建設費、管理費等の経費の一層の節減を図る。

事業の実施に当たっては、関係地方公共団体との一層の連携強化を図るとともに、地元地方公共団体及び民間からの意見を幅広く吸収する観点から、管理委員会の積極的活用を図る。

また、利用者サービス向上の観点から料金徴収システムの改善、道路交通情報提供の充実等を図る。

なお、阪神・淡路大震災に伴う被害の早期復旧を図る。

・ 住宅・都市整備公団については、大都市地域の中堅所得者を対象として、地方公共団体や民間では困難であるものについて事業を実施することを基本とし、業務の選別重点化を図る。

分譲住宅については、民間でも実施可能なものからは撤退し、質の高い住宅市街地を創出するために必要不可欠な場合や社会的ニーズに対応し先駆的に取り組む場合に限定する。

賃貸住宅については、民間との適切な役割分担の下、都心居住の推進、高齢者向けの住宅供給など政策的意義の大きい事業を重点的に実施する。また、定期借地権制度など地価負担の少ない方式を活用するとともに、新規の用地取得を伴うものは、都心居住や再開発の推進等に特に必要な場合に限定する。管理に当たっては、公営住宅等との連携強化を図るとともに、建替えに際し、できる限り従前居住者の居住条件の継続性に配慮する。

商業・業務系の市街地再開発については、基盤的な施設の整備と併せて一体的に行う事業に限定し、それ以外のものからは撤退する。都市開発事業については、単独の工業用地開発からは撤退し、多機能都市づくりに重点化する。

公団が出資する団地の維持・管理の関連会社については、公団との業務分担を整理の上、公団を補完する業務に重点化し、民間と競合する大規模修繕工事から段階的に撤退する。その他の関連会社のうち、経営が安定し、出資目的を達成したものは、地方公共団体等の同意を得て、公団保有の株式を売却し、自立を図る。また、関連会社との契約関係について競争性の向上等を図る。

今後の経営管理に当たっては、賃貸住宅、分譲住宅の部門別に経理を明確化するとともに、経営情報の公開に努める。

・ 住宅金融公庫については、民間金融を質的に補完する機関としての役割を明確にし、民間金融機関と適切な協調が図られるよう特別割増額の縮減を行うなど役割分担の適正化を図る。

また、高齢社会へ対応したバリアフリー化の推進等政策誘導機能を強化し、良質な住宅ストックの形成を促進するとともに、財政的支援の効率化・重点化を図る観点から、住宅地審議会の審議を踏まえて、金利体系の見直しや融資制度の簡素合理化を

行う。

- ・ 日本勤労者住宅協会については、現在行っている小規模分譲事業を逐次整理、廃止するとともに、高齢者対応や良好な市街地整備の一環としての事業等に重点化を図る。
 - ・ 公営企業金融公庫については、事務の一部民間委託、電算化等により事務の一層の効率化を図るとともに、資金調達の効率化・多様化により資金コストの低減に努め、引き続き国庫補給金の縮減を進める。
 - ・ 消防団員等公務災害補償等共済基金については、共済事業の実施状況等を踏まえつつ、消防団員の公務災害の防止、健康増進等の事業を推進するとともに、事務の合理化・OA化等を進め、経営の活性化を図る。
- [注] 表記は出所における表記と同じく表記している。

(出所) 内閣官房内閣参事官室『閣議及び事務次官等会議付議事項の件名等目録(平成7年)』78-89ページ。

8-213 日本輸出入銀行と海外経済協力基金の統合について

平成7年3月31日閣議決定

「特殊法人の整理合理化について」(平成7年2月24日閣議決定)に関し、下記のとおり決定する。

記

日本輸出入銀行と海外経済協力基金とを統合する。統合は、4年後とし、この間、経済協力開発機構、世界銀行、国際通貨基金等の国際機関及び関係諸国の理解を得よう努める。そのため、統合に当たっては、政府開発援助(ODA)、非政府開発援助(非ODA)の勘定区分等の明確化、国際経済社会への機動的、効率的貢献のための執行体制の確立等を図ることとする。監督は、大蔵大臣及び経済企画庁長官が分担し、関係省庁の法的地位は変更しない(統合後の新法人に係る総務上の事務処理は、大蔵省及び経済企画庁が協議のうえ、経済企画庁が行う)。なお、日本輸出入銀行のプラント輸出金融については、途上国向けに限る等スリム化を図る。

(出所) 内閣官房内閣参事官室『閣議及び事

務次官等会議付議事項の件名等目録(平成7年)』92-93ページ。

8-214 特殊法人等の整理合理化について

平成9年9月24日閣議決定

下記の特特殊法人等については、「特殊法人の整理合理化について」(平成7年2月24日閣議決定)等に基づく事項に合わせ、次の方針により整理合理化を推進する。

これらを通じ、政策金融機関は、官民の役割分担を踏まえ、民間金融の補完に徹し、業務の減量化・重点化に努めるとともに、将来にわたる財政負担を含め、財政依存の抑制に努めるものとする。

記

1 日本開発銀行

- (1) 平成11年の通常国会において法律改正を行うことにより、日本開発銀行を廃止し、同時に、同行が担当してきた業務を新たな視点から減量再編成したものを担当させるため、新銀行を設立する。

同行の債権・債務は、新銀行に承継する。

新銀行の名称は別途検討する。

- (2) 新銀行の業務分野は、

イ これまで日本開発銀行の地域開発融資及び北海道東北開発公庫の融資が対象としてきた地域整備関連分野

ロ 環境対策、防災対策等の社会的要請に応える生活基盤関連分野を中心とし、

ハ これまで日本開発銀行が対象としてきた産業分野については、我が国の経済活力を維持するため戦略的に重要であり、かつ、融資期間等から民間金融機関によっては対処できないものに限定する。

- (3) 上記の業務再編に伴い、

イ 地域振興整備公団の融資業務は新銀行に移管する。

ロ 環境事業団の融資業務は新銀行に移管する。

ハ 産業基盤整備基金の業務分野は新銀行においても対象とする。

ニ 日本開発銀行の航空機購入向け融資

は日本輸出入銀行に移管し、また、食品工業向け融資は農林漁業金融公庫に移管する。

なお、新銀行の業務において、従来、北海道東北開発公庫、地域振興整備公団、環境事業団の対象であった分野への金融が十全に確保されるための措置を講ずる。

2 北海道東北開発公庫

(1) 同公庫は、平成11年の通常国会において法律改正を行うことにより廃止し、上記1の新銀行に統合する。

(2) 同公庫に係る「むつ小川原開発」及び「苫小牧東部開発」の両プロジェクトについては、新銀行設立までの間に、関係省庁、地方公共団体、民間団体等関係者間において、その取扱いについて協議の上、結論を得るものとする。

3 日本輸出入銀行・海外経済協力基金

(1) 「日本輸出入銀行と海外経済協力基金の統合について」(平成7年3月31日閣議決定)は、既定方針どおり実施する。

(2) 上記方針の実施に当たって、次により、両機関の業務の減量・効率化を図る。

イ 日本輸出入銀行

① 一般投資金融について減量化することとし、特に先進国向け融資については、貿易摩擦回避、国際的共同開発など政策緊要度の高い案件に限るものとする。

② 製品輸入金融の対象品目を見直すこととし、貿易摩擦回避、対外収支不均衡是正及び国民生活に不可欠な物資サービスの供給に資する案件に限るものとする。

③ 輸銀融資について、原則として民間銀行の保証を求めることを廃止する。

ロ 海外経済協力基金

円借款の供与について、より一層国民の理解と支持を得るため、対象の重点化等、供与国たる我が国の存在がより明らかになるための改善措置を講じる。

4 国民金融公庫・環境衛生金融公庫

(1) 両機関は、平成11年の通常国会において法律改正を行うことにより統合する。

新機関の名称は別途検討する。

(2) 環境衛生金融公庫設立当時の経緯に照らし、新機関の業務運営上特別の融資枠を設定し、専門担当部門を設置する。

5 商工組合中央金庫

(1) 中小企業向け政策金融機関としての機能を維持しつつ、経営の効率化、民間資金の導入などにより、自立化を図る。

(2) 平成10年度以降、追加政府出資は、災害等特別な事情のある場合を除き、行わない。政府既出資分については、金融市場において十分な信用力が確立されるまでの間、現状のまま存続させる。

6 中小企業金融公庫

国民金融公庫との貸付分野の調整について、原則として、国民金融公庫にあっては従業員数20人以下を対象とし、中小企業金融公庫にあっては従業員数21人以上を対象とする。

7 中小企業信用保険公庫・中小企業事業団

(1) 平成11年の通常国会において法律改正を行い、中小企業施策の総合的・効率的推進、都道府県との連携の一層の強化を図るため、両機関は統合する。

新機関の名称は別途検討する。

(2) 新機関においては、中心市街地活性化、小売商業対策、金融ビッグバンに対応するための中小企業の体質強化策等の信用保険業務、高度化融資業務等の充実・強化を図る。

8 住宅金融公庫

(1) 景気対策として制度化された特別割増融資制度について、段階的に縮小し、融資残高の増大を抑制する。

(2) 宅地造成等地域開発関連の事業者(地方公共団体の住宅公社、民間デベロッパー等)向けに行う宅地造成融資について、対象プロジェクトの内容に応じ、他の政府関係金融機関との業務分担の在り方につき見直しを行う。

(3) 建売住宅・マンション建設について、品質に係るトラブルが発生している実情に照らし、公庫融資利用者の信頼を確保するため、公庫の審査等を充実する。

(4) 金融システム等の改革のための法制の整備及び財政投融資制度の見直しの作業

の進捗に応じ、既往貸付の証券化や公庫債の発行を検討し、融資残高の縮減を行う。

9 公営企業金融公庫

- (1) 地方公共団体の意向をより一層業務運営に反映させるため、新たに公営企業の代表者等からなる運営協議会を設置するとともに、公営企業の代表を理事に加える。
- (2) 河川、道路、高等学校、公営住宅に係る一般会計事業貸付については、縁故債等他の手段による資金調達が困難な団体に限定することなどにより、事業を縮小する。
- (3) 国庫からの補給金は、3年間で段階的に廃止する。
- (4) 債券発行に当たっては、効率性の観点から、適切に市場選択を行う。

(出所) 内閣官房内閣参事官室『閣議及び事務次官等会議付議事項の件名等目録(平成9年)』98-101ページ。

8-215 「日本政策投資銀行法」(抄)

日本政策投資銀行法をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十一年六月十一日

内閣総理大臣 小 淵 恵三

法律第七十三号

日本政策投資銀行法

第一章 総則

(目的)

第一条 日本政策投資銀行は、経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資するため、一般の金融機関が行う金融等を補完し、又は奨励することを旨とし、長期資金の供給等を行い、もって我が国の経済社会政策に金融上の寄与をすることを目的とする。

(法人格)

第二条 日本政策投資銀行は、法人とする。

(事務所)

第三条 日本政策投資銀行は、主たる事務所

を東京都に置く。

2 日本政策投資銀行は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 日本政策投資銀行の資本金は、附則第六条第四項及び第七条第四項の規定により政府から出資があったものとされた金額の合計額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、日本政策投資銀行に追加して出資することができる。

3 日本政策投資銀行は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

〔中略〕

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 日本政策投資銀行に、役員として、総裁一人、副総裁二人、理事十二人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の仕事及び権限)

第九条 総裁は、日本政策投資銀行を代表し、その業務を総理する。

2 副総裁は、総裁の定めるところにより、日本政策投資銀行を代表し、総裁を補佐して日本政策投資銀行の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、総裁の定めるところにより、日本政策投資銀行を代表し、総裁及び副総裁を補佐して日本政策投資銀行の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときは総裁の職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときは総裁の職務を行う。

4 監事は、日本政策投資銀行の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員の仕事)

第十条 総裁及び監事は、内閣総理大臣が任命する。

2 副総裁は、内閣総理大臣の認可を受けて、総裁が任命する。

3 理事は、総裁が任命する。

(役員の任期)

第十一条 総裁及び副総裁の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

〔中略〕

第三章 業務

(業務の範囲)

第二十条 日本政策投資銀行は、第一条に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。

一 経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資する事業に必要な資金であって、次に掲げる資金の貸付け、当該資金に係る債務の保証(債務を負担する行為であって債務の保証に準ずるものを含む。以下同じ。)、当該資金の調達のために発行される社債(特別の法律により設立された法人で会社でないものの発行する債券を含む。以下同じ。))の応募その他の方法による取得又は当該資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受けを行うこと。ただし、当該貸付けに係る貸付金の償還期限、当該保証に係る債務の履行期限(ただし、当該債務の保証の日から起算する。)、当該取得に係る社債の償還期限(ただし、当該取得の日から起算する。))及び当該譲り受けをした貸付債権に係る貸付金の償還期限(ただし、当該譲受けの日から起算する。))は、一年未満のものであってはならない。

イ 設備の取得(設備の賃借権その他の設備の利用に係る権利の取得を含む。)、改良若しくは補修(以下この号において「取得等」という。))に必要な資金、当該設備の取得等に関連する資金、土地の造成(当該造成に必要な土地の取得を含む。))に必要な資金又は既成市街地の整備改善に著しく寄与する事業(住宅の建設に係るもので政令で定めるものを除く。))に係る施設若しくは地域の経済社会の基盤の充実に著しく寄与する施設の建設若しくは整備に必要な資金

ロ イに掲げるもののほか、事業の円滑

な遂行に必要な無体財産権その他これに類する権利の取得、人員の確保、業務の受入れ若しくは物品の購入等に必要な資金(経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に特に資する資金として大蔵大臣が定めるものに限る。))又は高度で新しい技術の研究開発に必要な資金

ハ イ又はロに掲げる資金の返済に必要な資金(イ又はロに掲げる資金の調達のために発行された社債の償還に必要な資金を含む。))

二 経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資する事業に必要な資金の出資を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、前二号の業務を円滑かつ効果的に行うために必要な業務(前二号の業務と密接な関連を有する業務として政令で定めるものに限る。))を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項に規定する資金の貸付け、債務の保証、社債の取得、債権の譲受け又は出資(以下「貸付け等」という。))は、当該貸付けに係る資金の償還、当該保証に係る債務の履行、当該取得に係る社債の償還、当該譲受けに係る債権の回収又は当該出資に係る事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合に限り、行うことができる。

3 第一項の規定により行う資金の貸付けの利率及び債務の保証の利率並びに同項の規定により取得する社債及び譲り受ける貸付債権の利回りは、日本政策投資銀行の収入が支出を償うに足るように、かつ、一般の金融機関の貸付け若しくは債務の保証の通常条件又は金融市場の動向を勘案して定めるものとする。

(業務の条件)

第二十一条 日本政策投資銀行は、その業務の運営に当たっては一般の金融機関の行う金融等を補完し、又は奨励することとし、これらと競争してはならない。

2 日本政策投資銀行は、一般の金融機関から通常の条件により貸付け若しくは債務の保証を受け、日本政策投資銀行以外の者が応募その他の方法により取得する社債の発行により資金の調達を行い、又は日本政策投資銀行以外の者から出資を受けるのみでは事業の遂行が困難である場合に限り、貸付け等（貸付債権の譲受けを除く。）を行うことができる。

（中期政策方針）

第二十二條 日本政策投資銀行は、主務大臣が作成した三年間の中期の政策に関する方針（以下「中期政策方針」という。）に従って、貸付け等を行わなければならない。

2 日本政策投資銀行は、主務大臣の中期政策方針の作成に当たり、主務大臣に意見を述べることができる。

3 中期政策方針には、日本政策投資銀行が寄与すべき我が国の経済社会政策に関する事項その他の業務に関する重要事項について記載しなければならない。

4 主務大臣は、中期政策方針を作成しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 前三項の規定は、中期政策方針を変更する場合に準用する。

（投融资指針）

第二十三條 日本政策投資銀行は、中期政策方針に記載された事項を実施するために、政令で定めるところにより、投融资指針（日本政策投資銀行の貸付け等の前提となる政策目的、対象事業その他貸付け等に係る各事業年度の指針をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

2 日本政策投資銀行は、毎事業年度主務大臣が定める日までに当該事業年度に実施予定の投融资指針を主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。

3 日本政策投資銀行は、投融资指針の変更をしたときは、遅滞なく変更後の投融资指針を主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。

（運営評議員会）

第二十四條 日本政策投資銀行に、運営評議員会を置く。

2 運営評議員会は、中期政策方針に記載さ

れた事項に係る業務の実施状況を検討し、その検討結果を総裁に報告する。

3 総裁は、前項の規定により検討結果の報告を受けたときは、その検討結果を主務大臣に報告の上、公表しなければならない。

4 運営評議員会は、評議員八人以内で組織する。

5 評議員は、学識又は経験のある者のうちから、大蔵大臣の認可を受けて、総裁が任命する。

6 評議員の任期は、四年とする。

7 運営評議員会に、会長を置き、総裁の指名によって、これを定める。

8 会長は、会務を総理する。

（業務方法書）

第二十五條 日本政策投資銀行は、業務開始の際、業務方法書を作成しなければならない。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、大蔵省令で定める。

（業務の委託）

第二十六條 日本政策投資銀行は、銀行その他の金融機関で大蔵大臣が指定するものに対し、その業務の一部を委託することができる。

2 前項の規定により、日本政策投資銀行の業務の委託を受けた銀行その他の金融機関の役員及び職員でその委託を受けた業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四章 財務及び会計

（事業年度）

第二十七條 日本政策投資銀行の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（予算）

第二十八條 日本政策投資銀行は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

2 前項の収入は、貸付金の利息、債務保証料、社債の利子、出資に対する配当金その他資産の運用に係る収入及び附属雑収入とし、同項の支出は、事務取扱費、業務委託費、第四十二条第一項又は第二項の規定による借入金の利子、同条第五項の規定によ

る寄託金の利子、第四十三条第一項又は第四四項の規定により発行する銀行債券の利子及び附属諸費とする。

3 大蔵大臣は、第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。

4 内閣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。

5 予算の形式及び内容並びにその作成及び提出の手続については、大蔵大臣が定める。

第二十九条 前条の予算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類
- 二 前々年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録
- 三 前年度及び当該事業年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表
- 四 その他当該予算の参考となる書類
(予備費)

第三十条 予見し難い事由による支出予算の不足を補うため、日本政策投資銀行の予算に予備費を設けることができる。

(予算の議決)

第三十一条 日本政策投資銀行の予算の国会の議決に関しては、国の予算の議決の例による。

(予算の通知)

第三十二条 内閣は、日本政策投資銀行の予算が国会の議決を経たときは、大蔵大臣を経由して、直ちにその旨を日本政策投資銀行に通知するものとする。

2 日本政策投資銀行は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、予算を執行することができない。

3 大蔵大臣は、第一項の規定による通知があったときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

[中略]

(利益金の処分及び国庫納付金)

第四十一条 日本政策投資銀行は、毎事業年度の損益計算上利益金が生じたときは、準備金として政令で定める基準により計算した額を積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、損失の補てんに充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

3 日本政策投資銀行は、毎事業年度の損益計算上の利益金から第一項の規定により準備金として積み立てた額を控除した残額を翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

4 政府は、前項の規定による国庫納付金の一部を、政令で定めるところにより、当該事業年度中において概算で納付させることができる。

5 前項に定めるもののほか、第三項の規定による国庫納付金の納付の手続及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

(資金の借入れ等)

第四十二条 日本政策投資銀行は、第二十条第一項に規定する業務を行うため必要な資金の財源に充てるため、政府から借入金を行うことができる。

2 前項に定めるもののほか、日本政策投資銀行は、資金繰りのため必要がある場合その他大蔵省令で定める場合には、銀行その他の金融機関から短期借入金を行うことができる。

3 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、特に必要がある場合として大蔵省令で定める場合には、大蔵省令で定める金額に限り、大蔵大臣の認可を受けてこれを借り換えることができる。

4 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

5 日本政策投資銀行は、第二十条第一項に規定する業務のうち、特定の政策に金融上の寄与をするために必要な資金の財源に充てるため、政令で定めるところにより、寄託金の受入れを行うことができる。

(日本政策投資銀行債券の発行)

第四十三条 日本政策投資銀行は、第二十条第一項に規定する業務を行うため必要な資金の財源に充てるため、日本政策投資銀行債券(第四十五条第四項を除き、以下「銀行債券」という。)を発行することができる。

- 2 日本政策投資銀行は、毎事業年度、政令で定めるところにより、前項の規定による銀行債券の発行に係る基本方針（発行金額、銀行債券の表示通貨、発行市場その他の銀行債券発行に係る方針をいう。）を作成し、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 日本政策投資銀行は、第一項の規定により銀行債券を発行したときは、政令で定めるところにより、その旨を遅滞なく大蔵大臣に届け出なければならない。
- 4 第一項に定めるもののほか、日本政策投資銀行は、銀行債券を失った者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、銀行債券を発行することができる。
- 5 第一項又は前項の規定により発行する銀行債券の債権者は、日本政策投資銀行の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- 6 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
- 7 日本政策投資銀行は、銀行債券の発行、償還、利子の支払その他の銀行債券に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行その他の金融機関、信託会社又は証券業者に委託することができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、銀行債券に関し必要な事項は、政令で定める。

〔中略〕

（余裕金の運用）

- 第四十六条 日本政策投資銀行は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。
- 一 国債、地方債又は政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）の保有
 - 二 資金運用部への預託
 - 三 日本銀行、銀行その他大蔵大臣の指定する金融機関への預金
 - 四 譲渡性預金証書の保有
 - 五 前各号の方法に準ずるものとして大蔵省令で定める方法
- 2 前項に規定する方法による余裕金の運用は、安全かつ効率的に行わなければならない

い。

〔中略〕

附 則

（施行期日）

- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七条から第十九条まで及び第二十一条から第六十五条までの規定は、平成十一年十月一日から施行する。

〔中略〕

（日本開発銀行の解散等）

- 第六条 日本開発銀行（以下「開銀」という。）は、日本政策投資銀行の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、附則第十七条の規定による廃止前の日本開発銀行法（昭和二十六年法律第百八号。以下「旧開銀法」という。）第八条第二項の規定にかかわらず、その時に於いて日本政策投資銀行が承継する。
- 2 開銀の平成十一年四月一日に始まる事業年度は、開銀の解散の日の前日に終わるものとする。
 - 3 開銀の平成十一年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに利益金の処分及び国庫納付金については、なお従前の例による。この場合において、旧開銀法第三十三条第一項中「四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期」、「これらの半期及び事業年度」及び「半期又は当該事業年度」とあるのは「事業年度」と、旧開銀法第三十四条中「翌事業年度の七月三十一日」とあるのは「平成十一年十一月三十日」と、旧開銀法第三十五条第三項中「翌事業年度の」とあるのは「平成十二年」と、旧開銀法第三十六条第一項第二号中「千分の三」とあるのは「千分の一・五」と、同条第三項中「翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「平成十一年十一月三十日」とする。
 - 4 第一項の規定により日本政策投資銀行が開銀の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における開銀に対する政府の出資金に相当する金額は、日本政策投資銀行の設立に際し政府から日本政策投資銀行に出資されたものとする。
 - 5 第一項の規定により日本政策投資銀行が

開銀の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における開銀の準備金に相当する金額（北海道東北開発公庫（以下「北東公庫」という。）の平成十一年四月一日に始まる事業年度終了の日における貸借対照表上、当該事業年度の損失又は当該事業年度に繰り越された損失があるときは、当該事業年度の損失に相当する額及び当該事業年度に繰り越された損失に相当する額（当該事業年度に利益があるときは、当該繰り越された損失に相当する額から当該利益に相当する額を控除した額）の合計額を控除した残額に相当する金額）は、日本政策投資銀行が第四十一条第一項の規定により準備金として積み立てたものとみなす。

6 第一項の規定により開銀が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（北海道東北開発公庫の解散等）

第七条 北東公庫は、日本政策投資銀行の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に於いて日本政策投資銀行が承継する。

2 北東公庫の平成十一年四月一日に始まる事業年度は、北東公庫の解散の日の前日に終わるものとする。

3 北東公庫の平成十一年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに国庫納付金については、なお従前の例による。この場合において、附則第十七条の規定による廃止前の北海道東北開発公庫法（昭和三十一年法律第九十七号。以下「旧北東公庫法」という。）第二十四条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律（昭和三十六年法律第九十九号）の適用については、同法第十七条中「翌年度の五月三十一日」とあるのは「平成十一年十一月三十日」と、同法第二十条中「翌年度の」とあるのは「平成十二年」と、旧北東公庫法第二十五条第一項中「翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「平成十一年十一月三十日」と、同条第二項中「同項に規定する日の属する会計年度の前年度」とあるのは「平成十一年度」とする。

4 第一項の規定により日本政策投資銀行が

北東公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における北東公庫に対する政府の出資金に相当する金額は、日本政策投資銀行の設立に際し政府から日本政策投資銀行に出資されたものとする。

5 第一項の規定により北東公庫が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

〔中略〕

（日本開発銀行法及び北海道東北開発公庫法の廃止）

第十七条 次の法律は、廃止する。

- 一 日本開発銀行法
- 二 北海道東北開発公庫法

〔以下省略〕

（出所）『官報』平成十一年六月十一日（号外第110号）。

8-216 「国際協力銀行法」(抄)

国際協力銀行法をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十一年四月二十三日

内閣総理大臣 小 淵 恵三

法律第三十五号

国際協力銀行法

第一章 総則

（目的）

第一条 国際協力銀行は、一般の金融機関と競争しないことを旨としつつ、我が国の輸出入若しくは海外における経済活動の促進又は国際金融秩序の安定に寄与するための貸付け等並びに開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）の経済及び社会の開発又は経済の安定に寄与するための貸付け等を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 設備の輸出等 設備（航空機、船舶及び車両を含む。以下同じ。）並びにその

部分品及び附属品で我が国で生産されたもの並びに我が国で生産されたその他の製品でその輸出が我が国の輸出入市場の開拓又は確保に著しく寄与すると認められるものを輸出すること又は我が国の輸出入市場の開拓若しくは確保又は外国との経済交流の促進に寄与すると認められる技術を提供することをいう。

二 重要物資の輸入等 我が国の外国との貿易関係若しくは国民経済の健全な発展のために不可欠な物資（設備を含む。）又は技術を輸入し又は受け入れることをいう。

三 出資外国法人等 我が国の法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）の出資（株式又は持分の所有を含む。以下同じ。）に係る外国の法人等（我が国の法人等と原材料の供給、役員の派遣その他の継続的な経済関係を有する外国の法人等を含む。以下同じ。）をいう。

四 外国政府等 外国の政府、政府機関又は地方公共団体をいう。

五 外国金融機関等 外国の銀行その他の金融機関その他大蔵大臣が定める外国法人をいう。

六 銀行等 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）に規定する銀行、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）に規定する長期信用銀行その他政令で定める金融機関をいう。

七 開発事業 開発途上地域の経済及び社会の開発に寄与し、かつ、我が国との経済交流を促進するため緊要と認められる事業（これらの事業の準備のための調査又は試験の実施を含む。）をいう。

八 協調融資 銀行等が国際協力銀行とともに資金の貸付けを行うことをいう。

（法人格）

第三条 国際協力銀行は、法人とする。

（事務所）

第四条 国際協力銀行は、主たる事務所を東京都に置く。

2 国際協力銀行は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第五条 国際協力銀行の資本金は、附則第六

条第四項及び第七条第四項の規定により政府から出資があったものとされた金額の合計額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、国際協力銀行に追加して出資することができる。

3 国際協力銀行は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。この場合において、当該資本金は、第四十一条第一項に定める経理の区分に従い、同項各号の業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

〔中略〕

第二章 役員及び職員

（役員）

第九条 国際協力銀行に、役員として、総裁一人、副総裁二人、理事七人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の仕事及び権限）

第十条 総裁は、国際協力銀行を代表し、その業務を総理する。

2 副総裁は、総裁の定めるところにより、国際協力銀行を代表し、総裁を補佐して国際協力銀行の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、総裁の定めるところにより、国際協力銀行を代表し、総裁及び副総裁を補佐して国際協力銀行の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときは総裁の職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときは総裁の職務を行う。

4 監事は、国際協力銀行の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は経済企画庁長官に意見を提出することができる。

6 経済企画庁長官は、前項の規定による意見の提出を受けたときは、遅滞なく、これを大蔵大臣に通知しなければならない。

（役員の内命）

第十一条 総裁及び監事は、内閣総理大臣が任命する。

2 副総裁は、内閣総理大臣の認可を受けて、総裁が任命する。

3 理事は、総裁が任命する。

(役員の任期)

第十二条 総裁及び副総裁の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

〔中略〕

第三章 業務

(業務の範囲)

第二十三条 国際協力銀行は、第一条に掲げる目的を達成するため、次のうち我が国の輸出入若しくは海外における経済活動の促進又は国際金融秩序の安定に寄与するためのもの（以下「国際金融等業務」という。）を行う。

一 設備の輸出等のために必要な資金を貸し付け、当該資金に係る銀行等の貸付債権を譲り受け、又は当該資金に係る債務を保証すること。

二 重要物資の輸入等が確実かつ適時に行われるために必要な資金を貸し付け、当該資金に係る銀行等の貸付債権を譲り受け、又は当該資金に係る債務を保証すること。

三 我が国の法人等、外国政府等又は出資外国法人等が海外において行う事業に直接又は間接に充てられる資金（短期資金を除く。）を貸し付け、当該資金に係る銀行等の貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務を保証し、又は我が国の法人等が外国の法人等に対して当該資金に係る債務を保証した場合においてその保証債務を保証すること。

四 外国政府等、外国金融機関等若しくは国際通貨基金その他の国際機関に対して、その海外で行う事業若しくは当該外国の物資の輸入若しくは技術の受入れに必要な長期資金若しくは当該外国の国際収支の均衡若しくは通貨の安定を図るために必要な資金を貸し付け、当該資金に係る銀行等の貸付債権を譲り受け、若しくは当該資金に係る債務を保証し、又は当該資金を調達するために当該外国政府等、外国金融機関等若しくは国際通貨基金その他の国際機関が発行する公債、社債若しくはこれに準ずる債券（以下「公債

等」という。）を応募その他の方法により取得し、若しくは当該公債等に係る債務を保証すること。

五 外国の政府又は外国の居住者において当該外国の国際収支上の理由により輸入その他の対外取引を行うことが著しく困難であり、かつ、緊急の必要があると認められる場合において、国際通貨基金その他の国際機関又は当該外国以外の二以上の国の政府、政府機関若しくは銀行（以下「国際通貨基金等」という。）が当該外国の経済の発展を支援するための資金（以下「経済支援資金」という。）の供与を行うまでの間、当該外国の政府、政府機関又は銀行に対して、当該輸入その他の対外取引の円滑化を図るために必要な短期資金を貸し付けること。

六 我が国からの設備の輸出等により我が国の法人等に対して債務を有する者が、その者の居住国（その者が外国の政府であるときは、当該外国。以下この号において同じ。）の国際収支上の理由により当該債務を履行することが著しく困難である場合に、当該居住国の政府、政府機関又は銀行に対して当該債務の履行の円滑化を図るために必要な資金を貸し付けること。

七 海外で事業を行う者（専ら海外投資を目的とする我が国の法人等で当該事業を行う者に対し出資するものを含む。）に対して当該事業に必要な資金を出資し、又は当該出資を受けた者がその行う事業に必要な長期資金を借り入れる場合（我が国の法人等から借り入れる場合を除く。）において、当該長期資金に係る債務を保証し、若しくは当該長期資金に係る債務を保証した者（我が国の法人等を除く。）に対してその保証債務を保証すること。

八 前各号の業務に関連して必要な調査を行うこと。

九 第一号から第七号までの業務に附帯する業務を行うこと。

2 国際協力銀行は、第一条に掲げる目的を達成するため、次の業務（第一号及び第二号に規定する業務は、資金の供与の条件が

開発途上地域にとって重い負担にならないよう金利、償還期間等について緩やかな条件が付されているものに限る。以下「海外経済協力業務」という。)を行う。

一 開発途上地域の外国政府等その他の経済企画庁長官が定める者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金又は当該地域の経済の安定に関する計画の達成に必要な資金を貸し付けること。

二 我が国又は開発途上地域の法人等その他の経済企画庁長官が定める者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。

三 前二号の業務に関連して必要な調査を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

第二十四条 前条第一項第一号に規定する業務のうち開発途上地域以外の地域に係るものは、我が国の輸出入市場の開拓又は確保のため特に必要なものとして政令で定める場合に限り、行うことができる。

2 前条第一項第二号に規定する業務のうち外国の法人等に対する保証は、銀行等が当該資金の貸付けを行った場合（当該資金に係る銀行等の貸付債権が銀行等以外の者で大蔵大臣が定めるものに譲渡された場合を含む。以下同じ。）に限り、行うことができる。

3 前条第一項第三号に規定する業務のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める場合に限り、行うことができる。

一 開発途上地域以外の地域に係るもの
我が国と当該地域との貿易その他の経済関係の健全な発展に寄与し、又は国民経済に不可欠な資源、設備その他の製品若しくは技術の確保若しくは開発に寄与すると認められる場合

二 我が国の法人等が海外において行う事業に必要な資金を貸し付けるもの
当該法人等に対して直接貸し付ける場合

三 外国政府等又は出資外国法人等（我が国の法人等が株式又は持分の全部を所有しているものを除く。以下この号において同じ。）が海外において行う事業に直

接に充てられる資金及び外国政府等又は出資外国法人等が海外において行う事業に外国政府等又は外国の法人等を通じて間接に充てられる資金（我が国の法人等が外国政府等又は外国の法人等に貸し付けるために必要な資金を除く。）に係る債務の保証
銀行等が当該資金の貸付けを行った場合

4 前条第一項第四号に規定する業務のうち貸し付けられた資金に係る債務の保証は、銀行等が当該資金の貸付けを行った場合に限り、行うことができる。

5 前条第一項第五号に規定する業務は、国際通貨基金等による経済支援資金の供与が確実と見込まれる場合であって、次の各号のいずれかに該当するときに限り、大蔵大臣の認可を受けて行うことができる。

一 国際通貨基金等（国際協力銀行を除く。）による経済支援資金の全部又は一部の供与が行われることにより、当該貸付けに係る資金の償還が確保されることとなっている場合

二 当該貸付けについて確実な担保を徴する場合

6 前条第一項第六号に規定する業務は、当該居住国における同種の債務に係る債権を有する者の居住国と協調して行う必要がある場合として政令で定める場合に限り、行うことができる。

7 前条第一項に規定する業務のうち次に掲げるものは、その貸付け、保証しようとする債務に係る貸付け又は譲り受けようとする貸付債権に係る貸付けが協調融資の場合に限り、行うことができる。ただし、第一号に掲げるものにあつては、銀行等が国際協力銀行とともに資金の貸付けをすることが著しく困難であり、かつ、国際協力銀行による貸付けがその目的を達成するために特に緊要であると認められる場合には、この限りでない。

一 前条第一項第一号から第三号までに規定する資金の貸付けで我が国の法人等に対するもの

二 前条第一項第一号に規定する保証で外国政府等又は外国の法人等の債務に係るもの

三 前条第一項第一号から第四号までに規定する銀行等の貸付債権の譲受け

8 前条第一項第八号に規定する業務は、同項第一号から第七号までに規定する業務の円滑かつ効果的な実施に必要な最小限の場合に限り、行うことができる。

第二十五条 国際協力銀行は、資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公債等の取得、債務の保証又は出資（以下「資金の貸付け等」という。）について、一般の金融機関が行う資金の貸付け等を補完し、又は奨励するよう行うものとし、これらと競争してはならない。

2 国際協力銀行は、一般の金融機関が通常の条件により資金の貸付け等を行うことが困難と認められる場合に限り、資金の貸付け等を行うことができる。

3 第二十三条第一項の規定による資金の貸付け等は、当該貸付けに係る資金の償還、当該譲受けに係る債権の回収、当該取得に係る公債等の償還、当該保証に係る債務の履行又は当該出資に係る事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合に限り、行うことができる。

4 第二十三条第一項第一号から第七号までの規定による貸付金の利率及び債務の保証の料率は、第四十一条第一項第一号の業務に係る勘定における収入がその支出を償うに足るように、銀行等の貸付利率及び債務の保証料率を勘案して定めるものとする。

5 国際協力銀行は、第二十三条第二項第一号若しくは第二号の開発事業に係る事業計画又は同項第一号の経済の安定に関する計画の内容が適切であり、その達成の見込みがあると認められる場合に限り、同項第一号又は第二号の規定による資金の貸付け又は出資を行うことができる。

（海外経済協力業務実施方針）

第二十六条 国際協力銀行は、第二十三条第二項第一号の業務について、総理府令で定めるところにより、その業務を効果的かつ効率的に実施するために重点を置くべき分野及び地域その他の事項についての実施方針（以下「海外経済協力業務実施方針」という。）を定めなければならない。

2 国際協力銀行は、海外経済協力業務実施方針を定めようとするときは、経済企画庁長官の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 国際協力銀行は、前項の規定による経済企画庁長官の承認を受けたときは、遅滞なく、海外経済協力業務実施方針を公表しなければならない。

（業務方法書）

第二十七条 国際協力銀行は、業務の開始の際、業務方法書を作成しなければならない。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、総理府令・大蔵省令で定める。

（委託業務に従事する銀行等の役員及び職員）

第二十八条 国際協力銀行は、銀行等に対し、その業務の一部を委託することができる。

2 前項の規定により国際協力銀行の業務の委託を受けた銀行等（以下「受託者」という。）の役員及び職員でその委託を受けた業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四章 財務及び会計

（事業年度）

第二十九条 国際協力銀行の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（予算）

第三十条 国際協力銀行は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、これを経済企画庁長官を経由して大蔵大臣に提出しなければならない。

2 前項の収入は、貸付金の利息、公債等の利子、出資に対する配当金、債務保証料その他資産の運用に係る収入及び附属雑収入とし、同項の支出は、事務取扱費、業務委託費、第四十五条第一項の規定による借入金の利子、同項又は同条第八項の規定により発行する銀行債券の利子及び附属諸費とする。

3 大蔵大臣は、第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。

4 内閣は、前項の規定による閣議の決定が

あったときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。

5 予算の形式及び内容並びにその作成及び提出の手続については、大蔵大臣が定める。

第三十一条 前条の予算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類
- 二 前々年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録
- 三 前年度及び当該事業年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表
- 四 その他当該予算の参考となる書類（予備費）

第三十二条 予見し難い事由による支出予算の不足を補うため、国際協力銀行の予算に予備費を設けることができる。

（予算の議決）

第三十三条 国際協力銀行の予算の国会の議決に関しては、国の予算の議決の例による。

〔中略〕

（区分経理）

第四十一条 国際協力銀行は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 国際金融等業務
- 二 海外経済協力業務
- 2 次の各号に掲げる金額に係る経理は、それぞれ当該各号に定める勘定において行うものとする。
 - 一 附則第六条第四項の規定により国際協力銀行に出資があったものとされた金額 国際金融等業務に係る勘定（以下「国際金融等勘定」という。）
 - 二 附則第七条第四項の規定により国際協力銀行に出資があったものとされた金額 海外経済協力業務に係る勘定（以下「海外経済協力勘定」という。）

〔中略〕

（交付金）

第四十八条 政府は、予算の範囲内において、国際協力銀行に対し、海外経済協力業務に要する費用の一部に相当する金額を交付することができる。

（余裕金の運用）

第四十九条 国際協力銀行は、次の方法によ

るほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債又は政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）の保有
- 二 資金運用部への預託
- 三 日本銀行、銀行その他経済企画庁長官及び大蔵大臣の指定する金融機関への預金
- 四 譲渡性預金証書の保有
- 五 前各号の方法に準ずるものとして総理府令・大蔵省令で定める方法
- 2 前項の余裕金の運用は、安全かつ効率的に行わなければならない。

〔中略〕

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十五条から第三十四条までの規定は、平成十一年十月一日から施行する。

〔中略〕

（日本輸出入銀行の解散等）

第六条 日本輸出入銀行（以下「輸銀」という。）は、国際協力銀行の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、附則第十五条の規定による廃止前の日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号。以下「旧輸銀法」という。）第八条第二項の規定にかかわらず、その時において国際協力銀行が承継する。

- 2 輸銀の平成十一年四月一日に始まる事業年度は、輸銀の解散の日の前日に終わるものとする。
- 3 輸銀の平成十一年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに利益金の処分及び国庫納付金については、なお従前の例による。この場合において、旧輸銀法第三十五条第一項中「四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期」、「これらの半期及び事業年度」及び「半期又は当該事業年度」とあるのは「事業年度」と、同法第三十六条中「翌事業年度の七月三十一日」とあるのは「平成十一年十一月三十日」と、同法第三十七条第三項中「翌事業年度の」

とあるのは「平成十二年」と、同法第三十八条第一項第二号中「千分の三」とあるのは「千分の一・五」と、同条第三項中「翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「平成十一年十一月三十日」と読み替えるものとする。

- 4 第一項の規定により国際協力銀行が輸銀の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における輸銀に対する政府の出資金に相当する金額は、国際協力銀行の設立に際し政府から国際協力銀行に出資されたものとする。
- 5 第一項の規定により国際協力銀行が輸銀の権利及び義務を承継したときは、その承継の際旧輸銀法第三十八条第一項の準備金として積み立てられている金額は、国際金融等勘定において、第四十四条第一項の準備金として整理しなければならない。
- 6 第一項の規定により輸銀が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(海外経済協力基金の解散等)

第七条 海外経済協力基金（以下「基金」という。）は、国際協力銀行の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において国際協力銀行が承継する。

- 2 基金の平成十一年四月一日に始まる事業年度は、基金の解散の日の前日に終わるものとする。
- 3 基金の平成十一年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、附則第十五条の規定による廃止前の海外経済協力基金法（昭和三十五年法律第七十三号。以下「旧基金法」という。）第二十七条中「翌事業年度の六月三十日」とあるのは、「平成十一年十一月三十日」と読み替えるものとする。
- 4 第一項の規定により国際協力銀行が基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における基金に対する政府の出資金に相当する金額は、国際協力銀行の設立に際し政府から国際協力銀行に出資されたものとする。

- 5 第一項の規定により国際協力銀行が基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際旧基金法第二十九条第一項の積立金として整理されている金額は、海外経済協力勘定において、第四十四条第二項の積立金として整理しなければならない。
- 6 第一項の規定により基金が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

[中略]

(日本輸出入銀行法及び海外経済協力基金法の廃止)

第十五条 次の法律は、廃止する。

- 一 日本輸出入銀行法
- 二 海外経済協力基金法

[以下省略]

(出所)『官報』平成11年4月23日(号外第79号)。

8-217 「国民金融公庫法の一部を改正する法律」(抄)

国民金融公庫法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十一年五月二十八日

内閣総理大臣 小 淵 恵三

法律第五十六号

国民金融公庫法の一部を改正する法律
国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国民生活金融公庫法

目次中「第二十七条」を「第二十七条の二」に、「第三十条」を「第三十条の三」に、「第四十九条」を「第四十条」に改める。

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 国民生活金融公庫は、独立して継続が可能なる事業について当該事業の経営の安定を図るための資金、環境衛生関係の営業について衛生水準を高めるための資金その他の資金であつて、一般の金融機関からその融通を受けることを困難とする国民大衆

が必要とするものを供給し、もつて国民経済の健全な発展及び公衆衛生その他の国民生活の向上に寄与することを目的とする。

第二条中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改め、「公法上の」を削り、後段を削る。

第三条第二項中「、大蔵大臣の認可を受けて」を削る。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

[中略]

第十八条を次のように改める。

(業務の範囲)

第十八条 公庫は、第一条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 独立して事業を遂行する意思を有し、かつ、適切な事業計画を持つ者で、当該事業の継続が可能であると見込まれるものに対して、当該事業を遂行するために必要な小口の事業資金（第三号に規定する資金を除く。）の貸付けを行うこと。

二 教育（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものにおいて行われる教育をいう。以下同じ。）を受けける者又はその者の親族に対して、小口の教育資金（教育を受けける者又はその者の親族が、教育を受け、又は受けさせるために必要な資金をいう。以下同じ。）の貸付けを行うこと。

三 次のイからホまでに掲げる者に対し、それぞれ当該イからホまでに定める資金の貸付けを行うこと。

イ 環境衛生関係営業（環境衛生関係の営業として政令で定める営業をいう。以下同じ。）を営む者であつて、政令で定めるもの（ロにおいて「環境衛生関係営業者」という。）政令で定める施設又は設備（車両を含む。以下同じ。）の設置又は整備（当該施設又は設備の設置又は整備に伴つて必要となる施設の設置又は整備を含む。）に要する資金その他当該環境衛生関係営業について衛生水準を高めるため及び近代化を促進するために必要な資金であ

つて政令で定めるもの

ロ 環境衛生関係営業者が営む環境衛生関係営業に使用される者であつて、主務省令で定める基準に該当するものその者が新たに当該環境衛生関係営業と同一の業種に属する営業を営むために必要な施設又は設備の設置に要する資金

ハ 環境衛生同業組合、環境衛生同業小組合、環境衛生同業組合連合会その他の者であつて、政令で定める事業を行うもの 当該事業を行うために必要な施設若しくは設備の設置若しくは整備に要する資金又は当該事業を行うのに要する資金であつて、政令で定めるもの

ニ 環境衛生関係営業に関する技術の改善及び向上のための研究を行う者 当該研究を行うために必要な施設又は設備の設置又は整備に要する資金

ホ 理容師又は美容師を養成する事業（理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）又は美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）の規定により指定を受けて理容師養成施設又は美容師養成施設を開設することをいう。）を行う者 理容師養成施設又は美容師養成施設の整備に要する資金

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

[中略]

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年十月一日から施行する。ただし、附則第七条及び第八条の規定については、公布の日から施行する。

(国民生活金融公庫への移行)

第二条 この法律による改正前の国民金融公庫法（以下「旧法」という。）第四十一条から第四十三条までの規定により設立された国民金融公庫は、この法律の施行の時に、この法律による改正後の国民生活金融公庫法（以下「新法」という。）の規定による国民生活金融公庫（以下「新公庫」という。）となるものとする。

(環境衛生金融公庫の解散等)

- 第三条 環境衛生金融公庫は、この法律の施行の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて新公庫が承継する。
- 2 環境衛生金融公庫の平成十一年四月一日に始まる事業年度は、環境衛生金融公庫の解散の日の前日に終わるものとする。
- 3 環境衛生金融公庫の平成十一年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに損益計算書、貸借対照表及び財産目録については、なお従前の例による。この場合において、附則第十条の規定による廃止前の環境衛生金融公庫法(昭和四十二年法律第百三十八号。以下「旧環境衛生金融公庫法」という。)第二十三条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の適用については、同法第十七条中「翌年度の五月三十一日」とあるのは「平成十一年十一月三十日」と、同法第二十条中「翌年度の十一月三十日」とあるのは「平成十二年十一月三十日」とする。
- 4 環境衛生金融公庫の平成十一年四月一日に始まる事業年度における損益計算上の利益金については、なお従前の例による。この場合において、旧環境衛生金融公庫法第二十四条第一項中「翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「平成十一年十一月三十日」と、同条第二項中「同項に規定する日の属する会計年度の前年度」とあるのは「平成十一年度」とする。
- 5 第一項の規定により新公庫が環境衛生金融公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における環境衛生金融公庫に対する政府の出資金に相当する金額は、その承継に際し政府から新公庫に出資されたものとする。この場合において、新公庫は、その額により資本金を増額するものとする。
- 6 第一項の規定により環境衛生金融公庫が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

〔中略〕

(環境衛生金融公庫法の廃止)

第十条 環境衛生金融公庫法は、廃止する。

〔以下省略〕

(出所)『官報』平成11年5月28日(号外第

100号)。

8-218 「中小企業総合事業団法」(抄)

中小企業総合事業団法を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十一年三月三十一日

内閣総理大臣 小淵 恵三

法律第十九号

中小企業総合事業団法

第一章 総則

(目的)

第一条 中小企業総合事業団は、中小企業構造の高度化及び中小企業の新事業の開拓を促進するために必要な指導、資金の貸付け、出資及び助成等の事業を総合的に実施するとともに、中小企業に対する事業資金の融通を円滑にするために債務の保証等についての保険及び信用保証協会に対する資金の貸付けを実施し、あわせて中小企業の経営管理の合理化及び技術の向上を図るために必要な研修、指導等の事業を行うとともに、小規模企業共済法(昭和四十年法律第百二号)及び中小企業倒産防止共済法(昭和五十二年法律第八十四号)の規定による共済制度の運営等を行い、もって中小企業の振興、小規模企業者の福祉の増進及び中小企業の経営の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業又はサービス業(次号の政令で定め

る業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 企業組合

五 協業組合

六 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの

2 この法律において「小規模企業者」とは、小規模企業共済法第二条第一項の小規模企業者をいう。

(法人格)

第三条 中小企業総合事業団(以下「事業団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第四条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第五条 事業団の資本金は、附則第五条第六項、第六条第五項及び第七条第五項の規定により政府から出資があったものとされた金額の合計額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第三十六条第一項の中小企業信用保険準備基金又は同条第二項の融資基金に充てるべきものであるときは、それぞれの基金に充てるべき金額を示すものとする。

3 事業団は、前項の規定による政府の出資

があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

[中略]

第二章 役員等

(役員)

第九条 事業団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事八人以内及び監事二人以内を置く。

[中略]

第三章 業務

(業務の範囲)

第二十一条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 都道府県(政令で指定する市を含む。)が行う中小企業指導法(昭和三十八年法律第百四十七号)第三条第一項各号に掲げる事業(同法第七条第一項に規定する指定法人が行う同項に規定する特定指導事業を含む。)の実施に関し必要な協力をを行い、及び中小企業者の依頼に応じて、中小企業者の事業の共同化、工場及び店舗の集団化その他中小企業構造の高度化(以下単に「中小企業構造の高度化」という。)又は中小企業者が行う新商品、新技術若しくは新たな役務の開発、企業化、需要の開拓その他の新たな事業の開拓(以下「新事業の開拓」という。)に関し必要な指導を行うこと。

二 次のイからニまでのいずれかに掲げる事業を行う都道府県に対し、当該事業に必要な資金の一部の貸付けを行うこと。

イ 中小企業者に対し、中小企業構造の高度化に寄与する事業の用に供する土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は設置するのに必要な資金の貸付けを行うこと。

ロ 中小企業者の依頼に応じ、中小企業構造の高度化に寄与する事業の用に供する土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は設置してこれらを譲り渡すこと。

ハ 中小企業構造の高度化を支援する事業を行う者に対し、当該事業の用に供する土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は設置するのに必要な資金の貸付けを行うこと。

- 二 中小企業の新事業の開拓を支援する事業を行う者に対し、当該事業に必要な資金の貸付けを行うこと。
- 三 都道府県から必要な資金の一部の貸付けを受けて、前号イからニまでに掲げる業務を行うこと。
- 四 中小企業構造の高度化を支援する事業を行う者に対し、当該事業に必要な資金の出資を行うこと。
- 五 中小企業の新事業の開拓を支援する事業を行う者に対し、当該事業に必要な資金の出資を行うこと。
- 六 新事業の開拓を行う中小企業者に対し、当該新事業の開拓に必要な助成を行うこと。
- 七 中小企業の新事業の開拓を支援する事業を行う者に対し、当該事業に必要な助成を行うこと。
- 八 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の規定による保険を行うこと。
- 九 信用保証協会に対し、その保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金及びその履行を円滑にするために必要な資金の貸付けを行うこと。
- 十 中小企業指導担当者（中小企業指導法第三条第一項第四号の中小企業指導担当者をいう。）並びに中小企業に対する指導、情報の提供その他中小企業の振興に寄与する事業を行うものとして特別の法律又は民法第三十四条の規定により設立された法人であって通商産業省令で定めるものの役員及び職員の養成及び研修並びに都道府県が行うことが困難な中小企業者及びその従業員の経営管理又は技術に関する研修を行うこと。
- 十一 小規模企業共済法の規定による小規模企業共済事業を行うこと。
- 十二 次のイからハマまでに掲げる者に対し、それぞれイからハマまでに定める資金の貸付けを行うこと。
- イ 共済契約者（小規模企業共済法第二条第三項の共済契約者をいう。以下同じ。）又は共済契約者であった者のうち同法第七条第四項各号に掲げる事由が生じた後解約手当金（同法第十二条

第一項の解約手当金をいう。）の支給の請求をしていないもの その者の事業に必要な資金、その事業に関連する資金及びその者の福祉の増進に必要な資金

- ロ 会社、企業組合又は協業組合のうちその役員がその役員たる小規模企業者としての地位において共済契約（小規模企業共済法第二条第二項の共済契約をいう。）を締結しているもの その会社、企業組合又は協業組合の事業に必要な資金
- ハ 主としてイ又はロに掲げる者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合その他の団体 その団体の事業に必要な資金

- 十三 共済契約者の教養のための施設の設置及び運営を行うこと。
- 十四 中小企業倒産防止共済法の規定による中小企業倒産防止共済事業を行うこと。
- 十五 前各号に掲げる業務に関連して必要な情報の収集、調査及び研究を行い、並びにその成果を普及すること。
- 十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 十七 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

- 2 次に掲げる者は、中小企業構造の高度化又は中小企業の新事業の開拓を促進するため特に必要がある場合には、通商産業省令で定めるところにより、中小企業者とみなして、前項第一号、第二号、第六号及び第十号の規定を適用する。
- 一 第二条第一項第一号から第三号までの各号の一に該当する者（以下「中小事業者」という。）が他の中小事業者と合併をし、又は他の中小事業者とともに資本の額若しくは出資の総額の三分の二以上の額の出資をして設立する会社（合併後存続する会社を含む。）であって、その合併又は設立をした日から三年を経過しないもの
- 二 中小事業者から出資を受けた会社（当該出資を受ける際に中小事業者であったものに限る。）であって、その出資を受

けた日から三年を経過しないもの

- 3 第一項第二号イ及びロの中小企業構造の高度化に寄与する事業、同号ハの中小企業構造の高度化を支援する事業並びに同項第三号及び第四号に掲げる業務の範囲は、政令で定める。
- 4 事業団は、事業年度ごとに、第一項第八号の規定による保険にあっては保険価額の総額について、同項第九号の規定による貸付けにあっては貸付金の総額について、それぞれ国会の議決を経た金額の範囲内でなければ、これらの規定による保険又は貸付けを行うことができない。
- 5 第一項第十二号及び第十三号に掲げる業務は、同項第十一号に掲げる業務の円滑な運営を妨げず、かつ、第三十二条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定に属する事業団の資産の安全で効率的な運用を害しない範囲内で行わなければならない。
- 6 事業団は、第一項第十七号に掲げる業務を行おうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

〔中略〕

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十四条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

〔中略〕

(利益及び損失の処理並びに国庫納付金)

第三十三条 事業団は、前条第一項第一号に掲げる業務、同項第三号に掲げる業務及び同項第四号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額（同項第一号に掲げる業務に係る勘定においては、その残余の額から次条第三項の規定に基づき同条第一項の出資資金に充てた額及び第三十五条第三項の規定に基づき同条第一項の新事業開拓促進資金に充てた額を控除した額）は、積立金として積み立てなければならない。

- 2 事業団は、前条第一項第一号に掲げる業務、同項第三号に掲げる業務及び同項第四号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じ

たときは、前項の規定による積立金を取り崩して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

- 3 事業団は、前条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、その利益の百分の五十に相当する額を積立金として積み立てなければならない。ただし、次項の規定による第三十六条第一項の中小企業信用保険準備基金（以下この条において「中小企業信用保険準備基金」という。）又は同条第二項の融資基金（以下この条において「融資基金」という。）の減額がなされているときは、その利益を附則第五条第六項の規定により中小企業信用保険準備基金及び融資基金に充てるべきものとして政府から出資があったものとされた金額及び第五条第二項後段の規定により政府が中小企業信用保険準備基金又は融資基金に充てるべきものとして示した金額の合計額に達するまで前条第一項第二号に掲げる業務の収支の状況、中小企業信用保険準備基金及び融資基金の状況等を勘案して政令で定めるところにより中小企業信用保険準備基金又は融資基金に組み入れ、その組み入れた額を利益の額から控除してなお残余があるときは、その残余の百分の五十に相当する額は、積立金として積み立てなければならない。
- 4 事業団は、前条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を取り崩して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、中小企業信用保険準備基金又は融資基金を減額して整理しなければならない。
- 5 第三項の規定による積立金は、前項の規定により前条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定における損失をうめる場合を除いては、取り崩してはならない。
- 6 第三項の規定による中小企業信用保険準備基金若しくは融資基金への組入れ又は第四項の規定による中小企業信用保険準備基金若しくは融資基金の減額がなされたときは、事業団は、その組入れ又は減額に相当する額により資本金を増加し又は減少する

ものとする。

- 7 事業団は、前条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定における毎事業年度の損益計算上の利益の額から第三項の規定により同勘定に積立金として積み立てた額（同項ただし書の規定により中小企業信用保険準備基金又は融資基金に組み入れたときは、その組み入れた額と前条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定に積立金として積み立てた額との合計額）を控除した残額を翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。
- 8 前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の歳入とする。
- 9 第三項の利益の計算の方法並びに第七項の規定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属する会計については、政令で定める。

〔中略〕

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十一年七月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条、第十一条、第十二条及び第五十九条の規定は、公布の日から施行する。

〔中略〕

（中小企業信用保険公庫の解散等）

- 第五条 中小企業信用保険公庫（以下「公庫」という。）は、事業団の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて事業団が承継する。
- 2 公庫の平成十年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに損益計算書、貸借対照表及び財産目録については、なお、従前の例による。
- 3 公庫の平成十一年四月一日に始まる事業年度は、公庫の解散の日の前日に終わるものとする。
- 4 公庫の平成十一年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに損益計算書、貸借対照表及び財産目録については、なお従前の例による。この場合において、附則第二十四条の規定による廃止前の中小企業信用保険公庫法（昭和三十二年法律第九十三号。以下「旧公庫法」という。）第二十一条の規

定による公庫の予算及び決算に関する法律（昭和三十二年法律第九十九号）の適用については、同法第十七条中「翌年度の五月三十一日」とあるのは「平成十一年八月三十一日」と、同法第二十条中「翌年度の」とあるのは「平成十二年」とする。

- 5 公庫の平成十一年四月一日に始まる事業年度における利益及び損失の処理並びに国庫納付金については、なお従前の例による。この場合において、旧公庫法第二十三条第五項及び附則第三十六条の規定による改正前の破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法（平成十年法律第百五十一号。以下この条において「旧破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」という。）第十条第六項中「翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「平成十一年八月三十一日」と、旧公庫法第二十三条第六項及び旧破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第十条第七項中「同項に規定する日の属する会計年度の前年度」とあるのは「平成十一年度」とする。
- 6 第一項の規定により事業団が公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における公庫に対する政府の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に出資されたものとする。この場合において、その承継の際、旧公庫法第二十二條第一項の中小企業信用保険準備基金に充てるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額、同条第二項の融資基金に充てるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額、附則第二十八条の規定による改正前の機械類信用保険法（昭和三十六年法律第百五十六号）第十三条第一項の機械類信用保険運営基金に充てるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額及び旧破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第九条第一項の破綻金融機関等関連特別保険等準備基金に充てるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額は、

それぞれ、事業団の設立に際し、政府から事業団に、第三十六条第一項の中小企業信用保険準備基金、同条第二項の融資基金、附則第二十八条の規定による改正後の機械類信用保険法第十三条第一項の機械類信用保険運営基金及び附則第三十六条の規定による改正後の破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第九条第一項の破綻金融機関等関連特別保険等準備基金に充てるべきものとして出資されたものとする。

- 7 第一項の規定により公庫が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

[中略]

(中小企業事業団の解散等)

第七条 中小企業事業団は、事業団の成立の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

- 2 中小企業事業団の平成十年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。
- 3 中小企業事業団の平成十一年四月一日に始まる事業年度は、中小企業事業団の解散の日の前日に終わるものとする。
- 4 中小企業事業団の平成十一年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。
- 5 第一項の規定により事業団が中小企業事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における中小企業事業団に対する政府の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に出資されたものとする。この場合において、その承継の際、附則第二十四条の規定による廃止前の中小企業事業団法(昭和五十五年法律第五十三号。以下「旧中小企業事業団法」という。)第二十八条の二第一項の出資資金に充てるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額及び附則第三十七条の規定による改正前の新事業創出

促進法(平成十年法律第一百五十二号。以下「旧新事業創出促進法」という。)第六条第一項の創業促進資金に充てるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額は、それぞれ、事業団の設立に際し、政府から事業団に、第三十四条第一項の出資資金及び第三十五条第一項の新事業開拓促進資金に充てるべきものとして出資されたものとする。

- 6 第一項の規定により事業団が中小企業事業団の権利及び義務を承継したときは、それぞれ、前項の規定により第三十四条第一項の出資資金に充てるべきものとして政府から出資があったものとされた金額及びその承継の際旧中小企業事業団法第二十八条の二第一項の出資資金に充てられている金額(当該出資資金に充てるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額を除く。)の合計額に相当する金額は第三十四条第一項の出資資金に、前項の規定により第三十五条第一項の新事業開拓促進資金に充てるべきものとして政府から出資があったものとされた金額及びその承継の際旧新事業創出促進法第六条第一項の創業促進資金に充てられている金額(当該創業促進資金に充てるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額を除く。)の合計額に相当する金額は第三十五条第一項の新事業開拓促進資金に充てられたものとする。
- 7 第一項の規定により事業団が中小企業事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における旧中小企業事業団法附則第七条第五項の規定により積み立てられている積立金に相当する金額は、第三十二条第一項第一号に掲げる業務に係る勘定において第三十三条第一項の規定による積立金と区別して、積み立てなければならぬ。
- 8 第一項の規定により中小企業事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

[以下省略]

(出所)『官報』平成11年3月31日(号外第60号)。

